

自動車学校における次世代自動車転換促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 自動車学校における次世代自動車転換促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）及びエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この補助金は、EVへの乗車機会を創出し、県民の次世代自動車転換を推進するため、県内自動車学校がEV教習車を導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「電気自動車（以下EVという。）」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2)「リース契約」とは、電気自動車の貸主が、当該電気自動車の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電気自動車を使用収益する権利を与え、借主は、当該電気自動車の使用料を貸主に支払う契約をいう。
- (3)「リース事業者」とは、リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下「リース契約等」という。）に基づき、電気自動車の貸付等を行う者をいう。
- (4)「経済産業省自動車補助金」とは、経済産業省が実施する、電気自動車の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (5)「経済産業省充電インフラ補助金」とは、経済産業省が実施する、電気自動車の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。
- (6)「自動車学校」とは、福井県公安委員会が道路交通法（昭和35年法律第105号）99条に基づいて指定した指定自動車教習所をいう。
- (7)「架装」とは、自動車メーカーの生産車へ特殊部品や装置を取り付けることのほか、目的に応じた改造を加えることをいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の（1）又は（2）の要件を満たし、かつ（3）の要件を満たす者とする。

- (1) 福井県内に事業所を有し、福井県公安委員会からの指定を受けた自動車学校
- (2) リース契約により（1）に提供するリース事業者
- (3) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

3 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（補助事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たす事業のうち、自動車学校へEV教習車（以下「補助対象車両」という。）を導入する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2のとおりとする。

（補助額）

第7条 補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助率	上限
補助対象車両の導入に係る経費	EV車両本体価格および教習車仕様への架装費用、充電設備の設置費用の総額（税抜き）の1／2	245万円

	※車両本体価格における補助対象経費は、県補助金への申請時点において経済産業省自動車補助金が定めた車両ごとの補助金額を車両本体価格より差し引いたものとする。	
--	---	--

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(添付①) 補助対象車両を導入する自動車学校の概要および教習実績等が分かる資料

(2) 補助対象経費算定根拠(補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し等を添付すること)(様式第3号)

(3) 事業工程表(様式第4号)

(4) 県税の納税状況の確認について(様式5号)又は納税証明書(県税事務所等が発行する県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書)

(5) 税務署が発行する納税証明書(地方消費税等の未納の税額がないことの証明)

(6) 補助事業者の法人登記簿謄本の「現在事項全部証明書」または「履歴事項全部証明書」

※補助事業者がリース事業者の場合は、補助対象車両を導入する自動車学校における上記書類も提出すること。

(7) 補助対象車両導入予定自動車学校における福井県公安委員会が発行する指定書

(8) リースモデルの契約書(案)

※リースモデルの場合

(9) 貸与料金の積算明細書(様式第6号)

※リース事業者が補助事業者となる場合

※リース料金から交付金額相当分が控除されることが確認できること。また、リース契約期間は法定耐用年数を含む期間とすること。

(10) 債権債務者登録申請書(様式第7号)

(11) その他県が必要と認める書類

2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送(書留等配達記録が確認できるもの)とする。

3 提出された補助金交付申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備及び不足がないものについて受理する。

4 提出された書類等は、原則として返却しない。

5 補助金交付申請書の提出期間は、令和7年12月26日までとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助事業者に対し書面により通知するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 前条の交付決定に当たって、知事は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第 4 条及び第 5 条に定める要件に適合すること。
- (2) 補助事業が次条に定める期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、知事が必要に応じて報告を求め、又は利用状況調査や現地調査を実施するときは、遅滞なくこれに応じること。また、補助事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。
- (4) 補助対象設備については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助対象設備を当該財産に係る処分制限期間（耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内において、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供しないこと。
- (6) 補助事業の実施については、この要領のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。
- (7) その他補助金の目的を達成するために、知事が必要と認めることを実施すること。
- (8) 知事は、補助事業者が前号に掲げる条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(事業の実施)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始するものとし、令和 8 年 2 月末日までに事業を完了すること。

ただし、止むを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときに限り、補助事業者はその理由とともに、繰越承認申請書（様式第 8 号）を、補助金交付決定年度の 10 月末日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、補助事業者に対し、書面により繰越の可否を通知するものとする。

(変更の承認)

第 12 条 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、補助事業計画変更承認申請書（様式第 9 号）を知事に提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容（設備・金額等）を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる変更。
 - イ 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更。
 - ウ 変更後の支払完了予定期日が当初の支払完了予定期日の属する年度の 2 月末日を超えない場合
 - (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の規定により提出された計画変更承認申請書を審査し承認を行う場合、必要

に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は、行わないものとする。

- 3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助事業廃止(中止)承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の中止又は廃止の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日から起算して1月を経過する日又は補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第12号)

(添付①) 補助対象車両の運用計画書

- (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し

- (3) 補助対象車両の自動車検査証及び自動車検査証記録事項

- (4) 架装完了証明書(様式第13号)

- (5) 充電設備設置完了証明書(様式第14号)

- (6) 補助対象経費実績根拠(請求書の内訳書の写し等を添付すること)(様式第15号)

- (7) リースモデルの契約書

※リースモデルの場合

- (8) 貸与料金の積算明細書(様式第6号)

※リース事業者が補助対象者となる場合

※リース料金から交付金額相当分が控除されることが確認できること。また、リース契約期間は法定耐用年数を含む期間とすること。

- (9) 補助対象車両の要部写真

※車両の内装及び外装をカラー写真にて提出すること。

- (10) その他県が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

ない。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の規定による交付決定（第 12 条の規定による変更の承認及び第 13 条の規定による中止又は廃止の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請及び事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 事業の実施に関する知事の指示を受け、その指示に従わないとき。
- (3) 補助金交付決定年度の 2 月末日までに事業の完了が見込めないとき。ただし、第 11 条により繰越の承認を得ている場合を除く
- (4) 補助金の交付決定に付した条件、この要領又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(事業効果の報告)

第 19 条 補助事業者は、補助対象車両の導入により、年度内の教習内で活用した回数及び利用人数等について、補助事業が完了した年度の翌年度から 4 年の期間、毎年度の事業実施結果として、各年 4 月 30 日までに、事業成果年間報告書（様式第 17 号）により報告しなければならない。なお、当該補助金の申請をもって、事業実績書（様式 12 号）に記載の情報の一部について、県が広報に利用することを承諾したものとみなす。なお、補助事業者がリース事業者の場合は、当該車両を導入した自動車学校が利用実績報告書を提出するものとする。

(財産管理)

第 20 条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責めに帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、設備毀損（滅失）届出書（様式第 18 号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第 21 条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（様式 19 号）及び取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第 20 号）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第 22 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を設けるとともに、その証拠書類となる書類を整備し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間事業の関係書類を保存しなければならない。ただし、取得財産等については、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則（令和 6 年 4 月 15 日）

この要領は、令和 6 年の補助金等から適用する。

附則（令和 7 年 4 月 14 日）

この要領は、令和 7 年の補助金等から適用する。

別表第 1

項目	要件
事業全般	(1) 補助事業実施時における最新の各種法令等を遵守した事業であること。 (2) 補助事業者は、補助対象車両の導入により、年度内の教習内で活用した回数及び利用人数等について、補助事業が完了した年度の翌年度から 4 年の期間、毎年度の事業実施結果として、翌年度の 4 月 30 日までに、事業成果年間報告書（様式第 17 号）により報告すること。 (3) 補助事業以外の、国又は地方自治体等から他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと。 ※第 3 条に規定する経済産業省自動車補助金を除く (4) 補助対象者がリース事業者である場合、自動車検査証に記載された使用者とリース契約を締結している車両であって、県からの補助金の額に応じた金額を通常のリース料金から減額して設定するとともに、その内容を貸与料金の算定根拠明細書（様式第 6 号）に記載すること。また、リース契約期間は処分制限の期間を含む期間とすること。 (5) 自動車販売業者等が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。 (6) 補助事業者（補助対象者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社から不当に値引かれて調達される車両ではないこと。
補助対象車両	(1) 経済産業省自動車補助金の対象車両のうち、「電気自動車」の区分に該当する乗用車であること。 (2) 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が福井県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又は補助対象者がリース事業者の場合にあっては、「使用の本拠の位置」が福井県内にあること。 (3) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であること。 (4) 新車であること（中古品は、補助対象外）。
充電設備設置	(1) 経済産業省充電インフラ補助金の補助対象設備の内、「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」であること。 (2) 設置する充電設備は、新規に購入されるものであり、中古品又は新古品ではないこと。

別表第2（第6条関係）

区分	補助対象経費		内容
車両購入費	車両本体価格		架装を行うために直接必要な車両の購入に要する経費をいう。なお、車両本体価格から申請時点の当該車両に対する経済産業省自動車補助金額を差し引いたものを、車両購入費における補助対象経費とする。
架装費	(1) 車両改造費		
	補助ブレーキ	常用ブレーキ効果を補う機能を持ち、助手席側に設置されるものをいう。	
	補助ミラー	ルームミラーやサイドミラー等助手席側で安全確認を行う目的で設置されるものをいう。	
	特殊プレート	仮免教習を表示するプレート等をいう。	
	補助ランプ	インジケータランプ、ブレーキシグナル等助手席側で安全確認を行う目的で設置されるものをいう。	
	補助メーター	スピードメーター等助手席側で安全確認を行う目的で設置されるものをいう。	
	補助スイッチ	助手席側でウインカー・ホーン等を操作する目的で設置されるものをいう。	
	(2) その他架装に係る費用		
	雑材、雑備品	その他適正な教習車の運用において必要となる備品等をいう。	
	改造申請書類	架装の際に必要な各種書類の作成に要する費用をいう。	
充電設備設置費 (工事費)	直接 工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。①水道、光熱及び電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。））③負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	間接 工事費	共通管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用

			をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲の経費をいい、経費の算定方法は、本工事費に準じて算定すること。交付要件に定める柵塀（柵塀の購入費を含む。）に係る工事費
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用機械器具、小運搬用機械器具その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
充電設備設置費 (設備費)	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。